

令和元年8月26日

お客様各位

一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター

## 消費税法改正に伴う検査・分析料金への税率適用について (ご案内)

日ごろから、当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、消費税法改正に伴い、当センターにおいても、**令和元年10月1日以降**の結果報告分のご請求につきましては、**新税率10%**を適用させていただきますのでご理解ご了承の程お願い申し上げます。

なお、当センターでの検査・分析に要する期間を考慮すると、現行税率8%が適用できる受付の期限は、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

また、既に現行税率8%でのご契約いただいている検査・分析であっても、結果のご報告時期が令和元年10月1日以降となるものにつきましては、新税率10%でのご請求となりますので、併せてご了承の程お願い申し上げます。

### 記

#### ○ 当センターでの消費税8%適用受付期限

- |            |                       |               |
|------------|-----------------------|---------------|
| ① 排水・環境水検査 | : pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数 | 令和元年9月13日(金)  |
| ② 飲料水検査    | : 全項目(51項目)検査         | 令和元年9月13日(金)  |
| ③ 飲料水検査    | : 飲用井戸11項目及び12項目      | 令和元年9月20日(金)  |
| ④ 浴槽水検査    | : レジオネラ検査             | 令和元年9月13日(金)  |
| ⑤ 食品検査     | : 理化学検査(栄養基礎成分)       | (予約制につき、要問合せ) |
| ⑥ 食品検査     | : 細菌検査(特殊検査を除く)       | 令和元年9月20日(金)  |
| ⑦ 腸内細菌検査   | : 検便                  | 令和元年9月25日(水)  |

※ 上記受付期限までにご依頼いただいた場合でも、検査の内容により、確認試験等で納期が10月1日以降になる場合には、消費税率10%となります。

※ その他、ご不明な点につきましては、ご遠慮なくお早めにお問合せください。

<お問合せ先>

総務課業務管理係 杉山

TEL 058-247-1300(代)